

平成31年(2019年)度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度
対象事業募集要項

募集期間：令和元年(2019年)5月15日～令和元年(2019年)6月28日

1 趣旨

ナイトタイムエコノミーの推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して支援を行うことで、ナイトコンテンツの拡充を図るとともに、夜の都市空間づくりにつなげていく。

2 募集テーマ

千葉市ならではのナイトコンテンツの創出

3 支援対象

定期的に行われる千葉市の夜の定番になりえるコンテンツ(既存事業の拡充を含む)

4 対象事業者

(1) 会社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。

(2) 一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づいて設立される社団法人をいう。

(3) 一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づいて設立される財団法人をいう。

(4) 公益社団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。

(5) 公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。

(6) 商業団体

商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。

(7) NPO法人

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。

(8) その他法律に基づいて設立される法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者

(2) 代表者又は役員が暴力団員である者

(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営

に協力し、又は関与していると認められる者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(5) 宗教活動または政治活動を目的とする者

(6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

5 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業。

(1) 当該事業について（※）、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。

（※）応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しない。

(2) 既存事業の拡充にあつては、当該事業に千葉市が共催していないこと。

(3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。

(4) 千葉市内で行われること。

(5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること（日没前からの継続コンテンツも含む）。

(6) 原則として、平成31年度以降に実施される新規の事業であること。

既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれること。

(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して行うことができると見込まれること。

(8) 夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台・オープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること。または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うこと。

（例）屋外でのイベントの他、図書館・美術館などの文化施設を用いて、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）を開催することも対象に含まれます。

(9) 令和2年（2020年）3月31日までに完了する事業

6 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

a 音楽・文芸・美術費

b 舞台費

c 印刷費

d 謝金・人件費

e 宣伝費

f 記録費

g 通信費

h 旅費

(イ) ハード事業

a 工事請負費

b 会場費・演出機材費

イ 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額で、1,000万円を限度とします。

（千円未満は切り捨て）

ただし、内訳として、ソフト事業経費、ハード事業経費ともに500万円を限度とします。

なお、下限額として、ソフト事業経費+ハード事業経費において100万円（事業費ベース

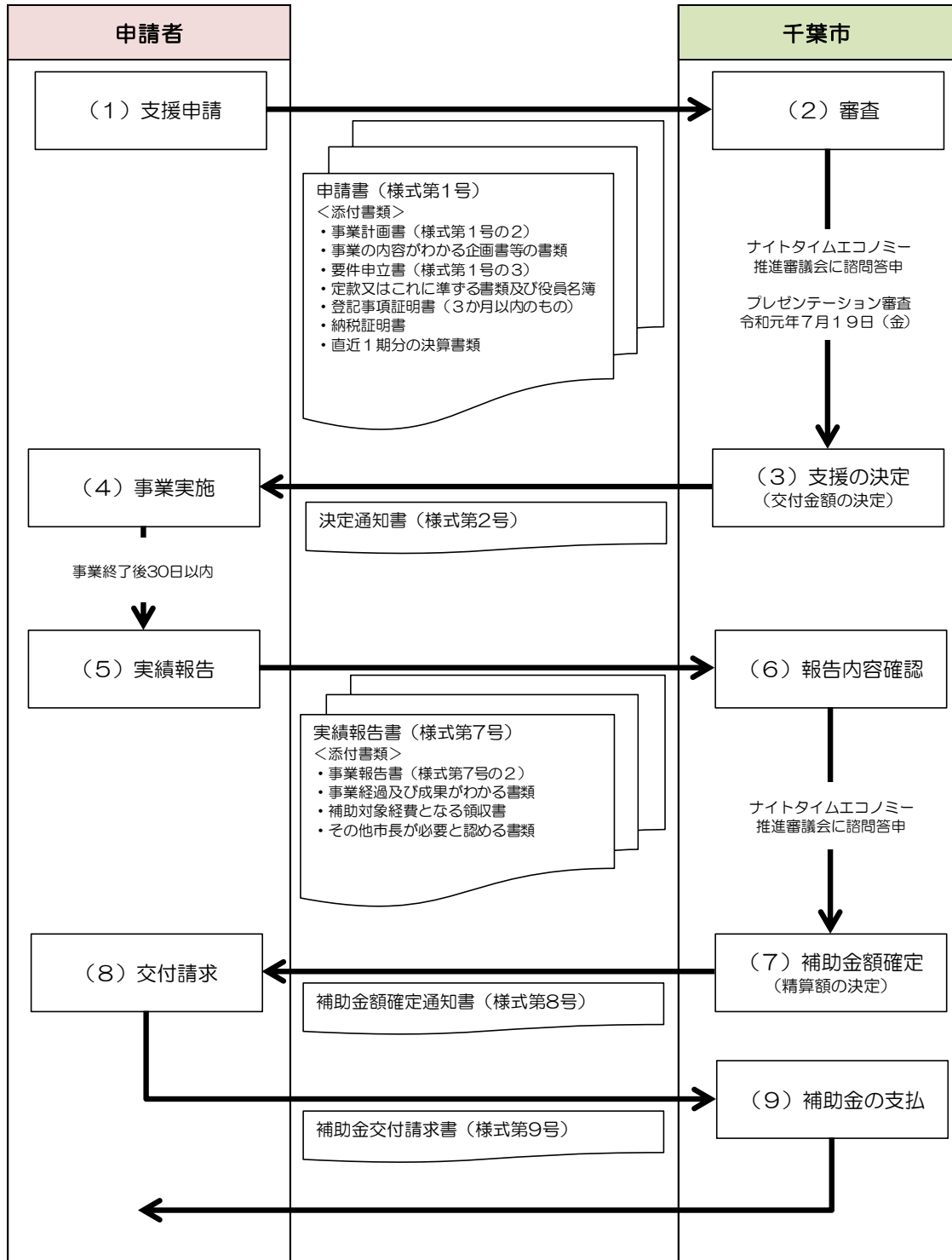
200万円)を目安(※)とします。

(※)あくまで目安額であり、事業費でこれを下回った場合に、応募の対象外となるものではありません。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

7 申請の流れ



※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】

条 件：1回のみ、交付決定額の1/2以内

提出書類：補助金事前交付請求書(様式第10号)、決定通知書の写し、資金計画書

※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】

提出書類：事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)

8 申請手続き

(1) 提出書類

- ア 申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第1号の2）
- ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類
- エ 要件確認申立書（様式第1号の3）
- オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿
- カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）
- キ 納税証明書
- ク 直近1期分の決算書類

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛
TEL：043-245-5359
FAX：043-245-5558

(3) 受付期間

令和元年（2019年）5月15日から令和元年（2019年）6月28日まで
（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

9 審査

(1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会にて審査を行います。（なお、応募が多数の場合は、事前に4事業程度まで絞り込みを実施します。）評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

(2) プレゼンテーションについて

- ア 日時
令和元年（2019年）7月19日（金）
応募者ごとに時間を指定します。
- イ 場所
千葉市役所議会棟第5委員会室
- ウ 審査方法
1社あたり10分程度のプレゼンテーションと15分程度の質疑応答により実施。
プレゼンテーションに参加できる人数は2名までとし、提出書類のみを使用すること。
※パソコンとプロジェクターは市側で準備します。
- エ 審査員
千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会
- オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	・安全・安心 ・運営体制 ・スケジュール ・類似事業実績 ・地域の事業者の巻き込み	30
2	継続性	・運営費の拠出方法 ・開催日数・次年度の取組み	15

3	プロモーション	・ターゲット・コンセプト ・プロモーション方法、内容	10
4	企画力	・地域性（千葉市ならではか） ・場や空間の魅力を活かしているか	10
5	消費につながる仕組み	・消費につながる仕組み ・地域への波及効果	10
6	魅力的な景観の形成	・景観整備内容 ・公共性	10
7	提案全体	・プレゼンテーション対応など ・提案全般の魅力についての評価	15
合計			100

(3) 結果通知

ア 通知日

令和元年（2019年）7月下旬～8月上旬

具体的な通知日については、プレゼンテーション審査実施日にご連絡します。

イ 通知方法

申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。

10 実績報告

事業が終了したときは、終了した日から30日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。

(1) 提出書類

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 事業報告書（様式第7号の2）
- ウ 事業経過及び成果がわかる書類
- エ 補助対象経費となる領収書
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港1番1号
 千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛
 TEL：043-245-5359
 FAX：043-245-5558

(3) 提出期限

事業終了後30日以内
 （持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
 なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

11 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

(1) 提出先

千葉市中央区千葉港1番1号
 千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛
 TEL：043-245-5359
 FAX：043-245-5558

12 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 (千葉市役所 2 階)

電話：043-245-5359 担当：廣岡、大熊